

# 経済センサス-活動調査における 付加価値額及び商業マージン額の算出について

参考1の参考

平成27年3月27日  
総務省政策統括官室

## 1 付加価値額の算出

平成24年調査

【単独事業所調査票、企業調査票】

【売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳】

- ① 売上（収入）金額
- ② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）
- ④ 給与総額
- ⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）

⇒「付加価値額」＝①－②＋④＋⑧

平成28年調査

【単独事業所調査票、企業調査票】

【売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳】

- ① 売上（収入）金額
- ② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）
- ④ 給与総額
- ⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）

⇒「付加価値額」＝①－②＋④＋⑧



- 付加価値額の算出に必要な調査項目については、**前回調査からの変更はない。**
- 前回調査、今回調査ともに、**付加価値額は企業単位で把握**しており、仮にアクティビティベースでの付加価値額を算出する場合は、産業別の品目別商品販売額等を用いて組替集計を行う等、別途推計する必要がある。

## 2 商業マージン額の算出

平成24年調査

【単独事業所調査票、企業調査票】

【事業別売上（収入）金額】

- ・ 卸売、小売の商品販売額（主業、従業）

【**年末**商品手持額】（主業）

【商品売上原価】（**主業、従業**）

⇒「商業マージン額」＝「年間商品販売額」－「商品売上原価」

※「商品売上原価」は、調査対象企業が「年初商品手持額」＋「年間商品仕入額」－「**年末**商品手持額」の計算式に基づき算出し、調査票に記入

平成28年調査

【単独事業所調査票、企業調査票】

【事業別売上（収入）金額】

- ・ 卸売、小売の商品販売額（主業、従業）

【**年初及び年末**商品手持額】（主業）

【年間商品仕入額】（**主業**）

⇒「商業マージン額」＝「年間商品販売額」－（年初商品手持額＋年間商品仕入額－年末商品手持額）



- 平成26年商業統計調査に合わせ、今回調査から‘年末’に加え**新たに‘年初’の商品手持額及び年間商品仕入額を把握することにより、商品売上原価の代替が可能であるため、商品売上原価を廃止。**
- また、24年活動調査をみると、商品売上原価全体の91.6%を主業の卸売、小売業が占め、さらに産業連関表の商業マージン額推計においても主業の商品別商業マージン率のみを使用していることから前回調査で把握した**従業分の商品売上原価は今回調査では把握しない。**